

設計(変更)審査に関する通知書(建売住宅) 公庫融資対象建売住宅確認書

(第一面)

かねて申請されていた住宅の設計審査は、審査の結果、以下の内容で合格と判定したので通知します。

受託地方公共団体等名及び責任者職名

※ 郵便番号					
住所					
電話番号					
受託地方公共団体等名及び責任者職名					
審査機関コード	<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				

合格年月日等

※ 合格年月日及び合格番号	平成		年		月		日	第		号
※ 連絡事項等										

公庫融資対象建売住宅確認書

下記設計(変更)審査に合格した建売住宅は、公庫の建売住宅購入資金融資(住まいひろがり特別融資)の対象となることを確認します。
なお、販売に当たっては、下記事項に留意してください。 住宅金融公庫

- この確認書(受託地方公共団体等名及び責任者職名並びに合格年月日等欄に記載のあるもの。以下同じ。)の使用について
 - この確認書の融資区分欄が「1. 一般建売住宅(住まいひろがり(親族型)を含む。)」として確認されている住宅は、原則として公庫の建売住宅購入資金融資(住まいひろがり特別融資(親族居住型)を含む。)の利用者に限り販売し、この確認書の写しを公庫建売住宅購入資金(住まいひろがり特別融資(親族居住型)を含む。)借入申込者に限り交付して、金融機関に提出する借入申込書に添付させること。
 - この確認書の融資区分欄が「3. 住まいひろがり(本人型)」として確認されている住宅は、原則として公庫の住まいひろがり特別融資(本人居住型)の利用者に限り販売し、この確認書の写しを公庫の住まいひろがり特別融資(本人居住型)借入申込者に限り交付して、金融機関に提出する借入申込書に添付させること。
 - この確認書に係る住宅は、売主がここに記載されている建物建設事業主(売主)と異なる場合には、公庫融資の対象とならないので注意すること。
- 譲渡価格は、公庫の定めた限度額以下とすること。
- 当初の設計審査の合格日から原則として1年以内に現場審査(竣工時)を申請しない場合は、融資対象とならないので注意すること。

申請者及び申請概要等

1. 建物建設事業主 (売主)	名称	
	連絡先	電話()-()-()
2. 土地販売事業主 (1と異なる場合のみ記入)	名称	
	連絡先	電話()-()-()
3. 融資区分	<input type="checkbox"/> 1. 一般建売住宅(住まいひろがり(親族型)を含む) <input type="checkbox"/> 3. 住まいひろがり(本人型)	
4. 建設の場所(地名地番)	団地名	
5. 設計(変更)審査申請年月日	平成 年 月 日	

[記載上の注意事項] 申請者は、太線の枠内のみ記入してください。(※印のついた欄内は記入しないでください。) また記入にあたっては、設計審査申請書及び設計審査申請書記載要領に依ってください。

